

第8章 産業廃棄物対策事業

1 概説

本市は、平成13年度から産業廃棄物関連業務を所管しており、排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の適正処理及び減量化の指導等を行っている。

その主な業務として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく産業廃棄物処理業（収集運搬業及び処分業）の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく登録及び許可、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）に基づく確実かつ適正な処理を推進している。また、排出事業者や処理業者に対する立入検査・指導、苦情への対応等を行うとともに、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止のため、産業廃棄物監視指導員を任用しての定期的なパトロールや、ヘリコプターによる上空監視などを行っている。

このほか、講習会等を通じて関係法令等を周知し、産業廃棄物対策課のホームページや啓発チラシ等を活用して、産業廃棄物に関する正しい情報の提供に努めている。

2 産業廃棄物処理業等の許可状況

（1）産業廃棄物処理業及び処理施設に係る令和元年度の許可件数

産業廃棄物処理業						特別管理産業廃棄物処理業						産業廃棄物処理施設			
収集運搬業			処分業			収集運搬業			処分業						
新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	設置	変更	譲受け 借受け	合併 分割
5	24	1	5	11	1	0	1	1	0	1	0	6	0	1	0

（2）産業廃棄物処理業及び処理施設に係る令和元年度の変更届出件数

産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	処理施設軽微変更届
187	27	58

(3) 産業廃棄物処理業許可数

(令和2年3月31日現在)

産業廃棄物処理業				特別管理産業廃棄物処理業			
収集運搬業		処分業		収集運搬業		処分業	
積替保管無	積替保管有	中間処理	最終処分	積替保管無	積替保管有	中間処理	最終処分
40	78	76	3	10	9	6	1

(4) 産業廃棄物処理施設数

(令和2年3月31日現在)

施設の種類	中 間 処 理 施 設										最終処分場		計
	汚 泥		廃 油		廃プラスチック類		木くず・がれき類の破碎	シアン化合物の分解	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物の焼却	その他産廃の焼却	管理型最終処分場	安定型最終処分場	
	脱 水	焼 却	油水分離	焼 却	破 碎	焼 却							
施 設 数	1 1	7	4	4	1 5	5	6 5	2	1	1 3	2	4	1 3 3

(施設の種類の種類において重複するものがある。)

(5) 自動車リサイクル法の登録及び許可件数

(令和2年3月31日現在)

登録業者		許可業者	
引取業	フロン類回収業	解体業	破碎業
82	38	16	11

3 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

倉敷市内におけるPCB廃棄物の保管事業者は、毎年6月30日までに倉敷市長に対し前年度の保管状況等について届出を行うこと及びPCB廃棄物を定められた期間内に処分することが、PCB特措法により義務付けられている。

産業廃棄物対策課では、この届出内容に対する精査を行い、届出のあった事業者の保管事業場に対して立入検査を行うとともに、この届出内容を縦覧に供している。

また、処分期間の終了が迫った高濃度PCB廃棄物（コンデンサー、変圧器及び照明器具用の安定器等）を保有する可能性がある事業者に対し、保管状況の調査や処分指導を重点的に行っている。

◇ 令和元年度PCB廃棄物に関する指導状況等

PCB廃棄物の保管状況等の届出件数	154
立入件数（照明器具用の安定器の調査指導）（延べ）	637
立入件数（その他）（延べ）	10

区分	高濃度PCB廃棄物	低濃度PCB廃棄物
説明	①PCB含有濃度が5,000mg/kgを超える不燃性の廃棄物（コンデンサー、変圧器、照明器具用の安定器など） ②PCB含有濃度が100,000mg/kgを超える可燃性の廃棄物（廃感圧紙や橋梁塗膜など）	①PCB含有濃度が5,000mg/kg以下の不燃性の廃棄物（コンデンサー、変圧器など） ②PCB含有濃度が100,000mg/kg以下の可燃性の廃棄物（廃感圧紙や橋梁塗膜など）
処分期間	令和3年3月31日まで	令和9年3月31日まで

※ 高濃度PCB廃棄物のうち、3kgを超えるコンデンサー及び変圧器等の処分期間は終了。

4 産業廃棄物監視指導事業の状況等

（1）監視指導事業

退職警察官4名を産業廃棄物監視指導員（会計年度任用職員）として採用し、2班体制で関係事業場等に対する立入りやパトロールを実施することで、不適正処理事案等を早期に把握して是正を求めるなどの指導を行うほか、市民等から寄せられる廃棄物等に関する苦情に対応している。

◇ 監視指導員活動状況

(令和元年度実績)

最 終 処分場		中間処理 施 設		積 替 え 保管場所		そ の 他		苦 情 等 対 応						
一 般 立 入	苦 情 対 応	一 般 立 入	苦 情 対 応	一 般 立 入	苦 情 対 応	一 般 立 入	苦 情 対 応	不 法 投 棄	不 適 正 保 管	不 適 正 処 理	野 外 焼 却	不 適 正 焼 却	そ の 他	計
0	0	3 0 2	0	2 7 5	1	2 7 5 8	1 1	1	0	0	1 1	0	0	1 2

(2) 航空機による監視及びテープ広報

職員が民間航空業者のヘリコプターに搭乗し、山間部を中心に監視を行う上空監視業務を年4回実施している。また、不法投棄防止をセスナ機から呼びかける広報を年1回実施している。

(3) 夜間休日不法投棄等監視業務委託事業

監視が手薄となる夜間休日中の監視体制を補完するため、平成20年6月から民間警備会社に委託し、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止を目的としたパトロール監視を実施している。

◇ 夜間休日監視業務実施状況

(令和元年度実績)

平日夜間	16時以降指定時間帯	50
休日昼間	9時～17時	100
指定日	任意時間帯	16

(4) 不法投棄防止用カメラの設置による監視活動の強化

市内の不法投棄頻発場所を選定し、不法投棄防止用カメラを設置して未然防止を図っている。平成23年度から証拠保全に力点を置いた秘匿カメラ（画像転送可能）を導入し、積極的な監視活動を展開している。

(5) 悪質事案に対する積極的な行政処分等の実行

産業廃棄物の不適正処理事案や野外焼却事案については、行為者に対して廃棄物の撤去、

行為の中止等の改善指導を適宜行っている。行政指導の繰り返しにとどまることなく、悪質業者に対しては、積極的かつ速やかな行政処分を実施し、また、捜査機関との連携強化による事件化など、強い廃棄物行政の構築に努めている。

5 啓発活動の推進

(1) 産業廃棄物の排出事業者・処理業者・再生利用業者等に対し、講習会等を通じて関係法令等の周知に努めている。

(2) 産業廃棄物対策課のホームページや啓発チラシ等を活用して、産業廃棄物に関する正しい情報の提供に努めている。このほか、廃棄物処理法の要点をまとめた「産業廃棄物ハンドブック」を隔年で製作し、産業廃棄物の排出事業者・処理業者・再生利用業者等に配布している。

